

重要通信の高度化の在り方に関する検討のポイント（案）

第 1 基本的視点

現在まで、固定通信・移動通信ともに電話の音声を中心として、重要通信の確保を検討しているのが現状である。

このため、非音声による情報伝達など新たなニーズへの対応や、現状における課題解決、更には将来への一層の効果的な重要通信の確保の観点から、総合的に検討を行う。

- (1) 災害等の非常時において災害対策機関等の活動を支援するものとして、重要通信の現状と課題を検証し、優先的取扱いについて所要の見直しを行うべきではないか。
- (2) 電気通信事業者が重要通信の疎通を円滑に確保する上で現実に生じている課題や今後生じうる問題、更には具体的なルールがないために実現されていない事項など、必要な対応策は何か。
- (3) 重要通信を確保するために電気通信事業者間での連携・協力における課題は何か。
- (4) 国民や利用者の安全・安心確保に不可欠な緊急通報等における課題は何か。
- (5) 諸外国における重要通信確保の取組において、我が国の参考となるものはないか。

第 2 各論

1 重要通信の取扱いに関する課題の検証（災害対策機関等）

- (1) 技術革新や社会情勢の変化に伴い、新たに優先的取扱いについて検討すべき事項はどのようなものか。
 - ア 音声以外のサービス
 - イ IP 電話による優先的取扱い
 - ウ 災害時の対策、復旧への対応として必要なもの
- (2) 現在の重要通信（優先的取扱い）対象機関における課題はどのようなものか。
 - ア 優先的取扱いの利用の現状を再確認する必要があるのではないか。
 - イ いわゆる災害時優先電話は、必要十分な機能となっているのか。改善すべきところがあればそれは何か。
- (3) こうした検討を踏まえて、重要通信対象機関の追加・削除を検討すべきではないか。その際には、電気通信事業者のネットワーク容量を考慮し、優先度のクラス分けや通信時間の制限など、通信容量の効果的な確保の手法を検討すべきではないか。
- (4) 災害対策機関において、災害等の非常時に通信手段の確保はどのように行われているか（電気通信事業者網と自営通信網との役割分担の現状）。連携の一

層の強化のための課題は何か。

2 重要通信の疎通の確保における課題とその対応（電気通信事業者側）

- (1) 災害等の非常時において輻そうが発生した場合、重要通信に支障があったことがあるか。今後、そのような問題が生じることが考えられないか。具体的にはどのような問題か。
- (2) 災害等の非常時において輻そうが発生した場合、重要通信の疎通に支障が生じないか。重要通信を確保するために帯域をどのように確保すべきか。
〔ルーター、呼制御サーバ、無線アクセス区間等〕
- (3) 災害等の非常時において、既に疎通している呼の長時間占有により、重要通信が疎通しづらくなる可能性についてどう考えるか。このような場合に、優先通信や一般通信の通信時間を制限することが有効な対策とならないか。
通信時間の制限により、他の優先通信だけでなく、他の一般通信も疎通しやすくなるというメリットが考えられないか。
- (4) 重要通信について現在は、優先か非優先（一般）の区別しかないが、優先の中でもクラス分けをすることにより、帯域の有効活用につながらないか。災害等の非常におけるTPOに応じて優先度を付与することにより、重要通信を効果的に活用することができないか。こうした手法を実現する際の課題は何か。
- (5) IP化の進展に伴って、音声、データ、映像等がオールIP化されていくが、その際に重要通信の確保が円滑になされるようネットワーク全体の運用ルールを速やかに確立しておくべきではないか。
- (6) アクセス回線のIP化や光化が進展する中、メタル回線で可能であった局給電が困難となってくるが、重要通信を確保するために、どのような対策が必要となるか。〔利用者宅内の予備電源の標準化や普及促進における課題は何か。〕
- (7) 重要通信を確保する方策のひとつとして、復旧優先順位を検討することが考えられないか。〔その場合、どのような優先順位が考えられるか。〕
- (8) 災害用伝言版や災害用伝言ダイヤルの運用について課題は何か。

3 重要通信確保のための電気通信事業者間の連携・連絡体制の整備における課題とその対応

- (1) 緊急通報や災害時優先通信等を確保するために、ネットワーク資源の確保及びその運用・管理などについて共通化の検討が必要ではないか。
- (2) 電気通信事業者間における信頼度や設計基準のばらつきを解消し、統一することが効果的ではないか。
- (3) 故障時の相互バックアップの強化について、例えば、可搬（車載）型携帯基地局の共通化や光伝送路における相互バックアップ等が考えられないか。

4. 緊急通報等における課題

(1) 平成 19 年 4 月より、第三世代携帯電話から警察機関などの緊急通報受理機関に通報する場合、発信者の位置情報を通知する機能を具備することが義務付けられたが、現在の運用の状況はどのようになっているか。

ア 緊急通報受理機関から電気通信事業者に対して改善要望があるか。

イ 平成 16 年 6 月 30 日の情報通信審議会答申、諮問第 2015 号「電気通信事業における緊急通報機能等の高度化方策」のうち、「携帯電話からの緊急通報における発信者位置情報通知機能に係る技術的条件」（一部答申）において、GPS 測位方式により対応可能な移動機は、2009 年 4 月において 50%、2011 年 4 月において 90%を目標とすることが掲げられているが、対応状況はどうか。

ウ 発信者位置情報通知に対する緊急通報受理機関の対応状況や今後の予定はどのようか。

(2) 新たな取組として、緊急地震速報の配信やワンセグを利用した情報提供等が予定されている。これらの配信は避難勧告などにも有益と考えられるが、これらの取組において検討すべき点はあるか。また、固定通信において同様なサービスは考えられないか。

5. 諸外国における重要通信確保の取組事例

(1) 各国では重要通信確保のために、どのような取組を実施しているか。

ア 北米（米国等）の重要通信確保に関する取組

(ア) GETS（米国）：米国では 1 つの ID で様々な端末から重要通信を利用することが可能な仕組み（GETS）があるが、今後、ID ポータビリティの実現等が考えられる中でそのような仕組みが考えられないか。

(イ) リバース 911（米国）：米国では、緊急通報受理機関から特定のエリアの固定電話に対して一斉に録音したメッセージ等を発信できる仕組みがあるが、日本でも同様の仕組みの検討が必要ではないか。

イ 欧州（英国等）の重要通信確保に関する取組

ウ アジア（韓国等）の重要通信確保に関する取組